

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 公衆による意見提出の手続

第五条 行政上の措置に関連する手続

第六条 審査及び上訴

第七条 腐敗行為の防止に関する措置

第八条 秘密の情報

第九条 租税

第十条 一般的例外及び安全保障のための例外

第十二条 他の協定との関係

第十三条 実施取極

第十四条 合同委員会

第十五条 物品の貿易

第二章 物品の貿易

第十六条 定義

第十七条 物品の分類

第十八条 内国民待遇

第十九条 関税の撤廃

第二十条 関税上の評価

第二十条 農産品に関する輸出補助金

第二十一条 非関税措置

第二十二条 二国間セーフガード措置

第二十三条 國際收支の擁護のための制限

第二十四条 運用上の手続規則

第二十五条 物品の貿易に関する小委員会

第二十六条 見直し

第三章 原産地規則

第二十七条 定義

第二十八条 原産品

第二十九条 累積

第三十条 ^{きん}僅少の非原産材料

第三十一条 原産資格を与えることとならない作業

第三十二条 積送基準

第三十三条 組み立ててないか又は分解してある產品

第三十四条 代替性のある產品及び材料

第三十五条 間接材料

第三十六条 附属品、予備部品及び工具

第三十七条 小売用の包装材料及び包装容器

第三十八条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

第三十九条 関税上の特恵待遇の要求

第四十条 原産地証明書

第四十一条 照会に対する回答

第四十二条 輸出に関する義務

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

第四十五条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

第四十六条 秘密性

第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

第四十八条 雜則

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

第四章 稅関手続

第五十条 適用範囲

第五十一条 定義

第五十二条 透明性

第五十三条 通関

第五十四条 一時輸入及び通過物品

第五十五条 協力及び情報の交換

第五十六条 稅関手続に関する小委員会

第五章 貿易取引文書の電子化

第五十七条 貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

第五十八条 意見及び情報の交換

第五十九条 貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

第六十条 貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

第六十一条 貿易取引文書の電子化に関する小委員会

第六章 相互承認

第六十二条 一般的義務

第六十三条 適用範囲

第六十四条 定義

第六十五条 適合性評価機関の登録又は指定及びその取消し

第六十六条 相互承認に関する小委員会

第六十七条 連絡部局

第六十八条 一般的例外

第六十九条 雜則

第七十条 秘密性

第七章 サービスの貿易

第七十一条 一般原則

第七十二条 適用範囲

第七十三条 定義

第七十四条 市場アクセス

第七十五条 内国民待遇

第七十六条 追加的な約束

第七十七条 特定の約束に係る表

第七十八条 特定の約束に係る表の修正

第七十九条 最恵国待遇

第八十条 国内規制

第八十一条 相互承認

第八十二条 透明性

第八十三条 独占及び排他的なサービス提供者

第八十四条 セーフガード措置

第八十五条 支払及び資金の移転

第八十六条 國際収支の擁護のための制限

第八十七条 利益の否認

第八十八条 サービスの貿易に関する小委員会

第八十九条 見直し

第八章 投資

第九十条 適用範囲

第九十一条 定義

第九十二条 この章の規定の遵守

第九十三条 内国民待遇

第九十四条 裁判所の裁判を受ける権利

第九十五条 待遇に関する最低限度の基準

第九十六条 最恵国待遇

第九十七条 特定措置の履行要求

第九十八条 特定の約束に係る表

第九十九条 約束の修正

第一百条 与えられた待遇

第一百一条 透明性

第一百二条 収用及び補償

第一百三条 争乱からの保護

第一百四条 資金の移転

第一百五条 代位

第一百六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第一百七条 特別な手続

第一百八条 一時的なセーフガード措置

第一百九条 信用秩序の維持のための措置及び経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置

第一百十条 収用を構成する租税に係る課税措置

第一百十一条 環境に関する措置

第一百十二条 利益の否認

第一百十三条 投資に関する小委員会

第一百十四条 見直し

第九章 自然人の移動

第一百十五条 適用範囲

第一百十六条 定義

第一百十七条 特定の約束

第一百十八条 自然人の移動に関する要件及び手続

第一百十九条 相互承認

第一百二十条 自然人の移動に関する小委員会

第一百二十二条 追加的な交渉

第十章 知的財産

第一百二十二条 一般規定

第一百二十三条 定義

第一百二十四条 内国民待遇

第一百二十五条 最恵国待遇

第一百二十六条 手続事項の簡素化及び調和

第一百二十七条 透明性

第一百二十八条 知的財産の保護についての啓発の促進

第一百二十九条 目的

第一百三十条 特許

第一百三十二条 意匠

第一百三十二条 商品及びサービスに係る商標

第一百三十三条 著作権及び関連する権利

第一百三十四条 地理的表示

第一百三十五条 植物の新品種

第一百三十六条 不正競争

第一百三十七条 開示されていない情報の保護

第一百三十八条 国境措置に係る権利行使

第一百三十九条 民事上の救済に係る権利行使

第一百四十条 刑事上の制裁に係る権利行使

第一百四十二条 権利行使に関する一般規定

第一百四十二条 中小企業による知的財産権の取得に対する支援

第一百四十三条 知的財産に関する小委員会

第一百四十四条 安全保障のための例外

第十一章 政府調達

第一百四十五条 政府調達に関する情報の交換

第一百四十六条 政府調達に関する小委員会

第十二章 競争

第一百四十七条 反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進

第一百四十八条 反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進に関する協力

第一百四十九条 無差別待遇

第一百五十条 手続の公正な実施

第一百五十二条 第八条及び第十四章の規定の不適用

第十三章 協力

第一百五十二条 基本原則

第一百五十三条 協力の分野

第一百五十四条 協力の範囲及び形態

第一百五十五条 協力の実施

第一百五十六条 知的財産権その他の財産権的性格を有する権利

第一百五十七条 協力の各分野に関する小委員会

第一百五十八条 次章の規定の不適用

第十四章 紛争解決

第一百五十九条 適用範囲

第一百六十条 協議

第一百六十一条 あつせん、調停又は仲介

第一百六十二条 仲裁裁判所の設置

第一百六十三条 仲裁裁判所の任務

第一百六十四条 仲裁裁判手続

第一百六十五条 仲裁裁判手続の終了

第一百六十六条 裁定の実施

第一百六十七条 費用

第十五章 最終規定

第一百六十八条 目次及び見出し

第一百六十九条 一般的な見直し

第一百七十条 附属書及び注釈

第一百七十二条 改正

第一百七十三条 効力発生

第一百七十三条 終了

附属書一（第二章関係） 第十八条に関する表

附属書二（第三章関係） 品目別規則

附属書三（第三章関係）

原産地証明書の必要的記載事項

附属書四（第六章関係）

電気製品に関する附属書

附属書五（第七章関係）

第七十七条に関する特定の約束に係る表

附属書六（第八章関係）

投資に関する表

附属書七（第九章関係）

自然人の移動に関する特定の約束

前文

日本国及びタイ王国（以下「両締約国」という。）は、

様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

両締約国間の経済上の連携が、一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の経済効率及び消費者の福祉を向上させることにより、両締約国の市場の魅力及び活力を高めるとともに、両締約国間のみならずアジア地域における貿易及び投資の拡大をもたらすことを認識し、

両締約国が締結している他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務、特に千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に基づく両締約国の権利及び義務に留意し、

同協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

東南アジアの人々の繁栄及び福祉のため東南アジア諸国との協力を共同で発展させ、及び強化されること

を希望し、

相互の利益のため両締約国の人々及び産業界の間の協力を発展させ、及び強化させる必要性を認識し、各締約国の特別の必要性、発展の水準における相違及び漸進的かつ早期に一層高い水準の自由化を達成するという共通の目標に留意し、

二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済上の連携の枠組みに留意し、

両締約国間の一層強固な経済上の相互関係が、日本国及びタイ王国の企業のみならずアジアの他の国の企業に対しても、より大きな機会、より大きな規模の経済及び経済活動にとつての一層予見可能な環境を提供するであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進すること。
- (c) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。
- (d) 投資を奨励し、及び促進し、並びに両締約国における投資財産及び投資活動の保護を確保すること。
- (e) 自然人の移動を円滑化すること。
- (f) 両締約国間の貿易及び投資を促進するため、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を確保し、及び強化すること。
- (g) 政府調達の分野における両締約国の相互の利益のための協力を強化すること。
- (h) 公正かつ自由な競争を反競争的行為の禁止によつて促進し、及び公正かつ自由な競争の分野において協力すること。
- (i) 両締約国間の更なる協力のための枠組みを設定すること。
- (j) この協定の対象となる事項に関する法令の実施における透明性を促進すること。

第二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

- (a) 「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。
- (b) 「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいい、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。
- (c) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。
- (d) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

第三条 透明性

1 各締約国は、この協定の実施及び運用に影響を及ぼす自国の法令、行政上の手続並びに一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定を速やかに公表し、又は公に利用可能なものとし、並びにこの協定の実施及び運用に影響を及ぼす自国が締結している国際協定を可能な範囲内で速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4 各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、実行可能な範囲内で、当該法令又は行政上の手続を公表し、又は公に利用可能なものとする時と当該法令又は行政上の手続が効力を生ずる時との間に適當な期間を置くよう努める。

第四条 公衆による意見提出の手続

各締約国政府は、緊急の場合又は軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第五条 行政上の措置に関する手続

締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置であつて、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従つて、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次の通知を行い、及び機会を与える。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由

がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平なものでなければならず、また、行政上の実施に責任を有する当局から独立していなければならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防衛するための適當な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令によつて定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となつてゐる行政上の行為に關し、2(b)の決定が自国の権限のある当局によつて実施されることを確保する。

第七条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為であつて、自国の公務員に

よるものを防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

第八条 秘密の情報

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従つて秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

第九条 租税

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税条約に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該課税措置について適用する。

第十条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 次章から第四章まで及び第八章（第百三条を除く。）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

2 第七章から第九章まで（第百三条を除く。）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定を準用する。

第十一条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する。

第十二条 実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十三条 合同委員会

- 1 この協定に基づき、両締約国政府の代表者で構成する合同委員会を設置する。
- 2 合同委員会は、次の事項を任務とする。
 - (a) この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に対し適当な勧告を行うこと。
 - (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
 - (c) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
 - (d) 次のものを採択すること。
- (e)
 - (i) 第二十四条に規定する運用上の手続規則
 - (ii) 必要な決定
- (f) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3 (a) 合同委員会は、両締約国が閣僚級で合同委員会を開催することに合意する場合を除くほか、次官又はこれと同等の地位以上の日本国政府の職員及び副次官又はこれと同等の地位以上のタイ王国政府の職員をその共同議長とする。

(b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

(c) 合同委員会は、自己の任務を遂行するため、両締約国が合意するその他の措置をとることができる。

4 合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、日本国及びタイ王国（以下「タイ」という。）において交互に開催する。

第十四条 両締約国間の連絡

この協定に関するすべての事項についての両締約国間の連絡は、次の連絡部局を通じて円滑にするものとする。

- (a) 日本国については、外務省
- (b) タイについては、外務省

第二章 物品の貿易

第十五条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「二国間セーフガード措置」とは、第二十二条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。
- (b) 「関税」とは、产品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含めない。
 - (i) 当該輸入产品と同種の国内产品に対し、又は当該輸入产品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている产品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
 - (ii) 千九百九十四条のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四条の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（その改正を含む。）及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定（その改正を含む。）の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税
 - (iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d) 「国内産業」とは、締約国において活動する同種の若しくは直接に競合する產品の生産者の全体又は

これらの生産者のうち当該產品の生産高の合計が当該產品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(e) 「原產品」とは、次章の規定に従つて原產品とされる產品をいう。

(f) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十二条7(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(g) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(h) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十六条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十七条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の產品に対して内国民待遇を与える。

第十八条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原產品について、当該表に定める条件に従つて、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原產品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従つて交渉する。

第十九条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（その改正を含む。）（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二十条 農產品に関する輸出補助金

いづれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「農業協定」という。）に従つて、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二十一条 非関税措置

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないかかる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

2 各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税措置の透明性を確保するとともに、それに関する世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第二十二条 二国間セーフガード措置

1 一方の締約国は、第十八条の規定に従つて他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又

は重大な損害のおそれを引き起こす原因となつてゐるときは、当該国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、当該国内産業の調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいづれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

- (i) 二国間セーフガード措置をとる時点における実行最惠国税率
- (ii) この協定の効力発生日の前日における実行最惠国税率

2 (a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2の規定に従い、自国の権限のある当局が調査を行つた後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条2の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

(b) (a)に規定する調査については、特別な場合を除くほか、その開始の日の後一年以内に完了させなければならず、かつ、いかなる場合においても、その開始の日の後十八箇月を超えてはならない。

3 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

- (i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する2(a)に規定する調査を開始する場合
- (ii) 他方の締約国の原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b) 第八条の規定に従うことを条件として、(a)に規定する書面による通報を行う締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次のものを含める。

- (i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる他方の締約国の原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムに基づく関税分類並びに調査の開始の日付

- (ii) (a)(ii)及び(iii)の場合における書面による通報については、他方の締約国の原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる他方の締約国の原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムに基づく関税分類、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間
- (c) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、2(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、及び当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。
- (d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されではならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。二国間セーフガード措置は、この条に定める条件が満たされる場合には、一回につき二年を限度として延長することができる。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間の合計は、その延長の期間を含めて、五年を超えるものであつてはならない。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合に

において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置をとつてている締約国は、その適用期間中

一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた他方の締約国の原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とつてはならない。

(f)

他方の締約国の原産品に対する二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における当該原産品に対する関税率は、当該二国間セーフガード措置がとれなかつたとしたならば適用したであろう税率とする。

4(a)

二国間セーフガード措置をとり、又は延長する締約国は、当該二国間セーフガード措置をとり、又は延長した後、遅滞なく、かつ、三十日以内に、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値の対応を講ずる貿易上の補償の適切な方法について協議を行うための十分な機会を確保する。

(b)

両締約国が(a)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合に

は、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、譲許の適用を停止することができる。

(c) (b)に定める譲許の適用を停止する権利行使する締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三十日前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。

(d) (b)に定める譲許の適用を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二年間については、行使されではならない。

5 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

6 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続きを採用し、又は維持する。

7(a)

遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、第十八条の規定に従つて関税を撤廃し、又は引き下げた結果として他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c)

暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、2に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、3(d)に規定する期間に算入される。

(d)

3(f)、5及び6の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として徴収された追加的な関税は、その後行われる2(a)に規定する調査により他方

の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、速やかに払い戻される。

8 3(a)、4(c)及び7(b)に規定する書面による通報は、英語により行う。

9 各締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定、セーフガード協定及び農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

10 両締約国は、この協定の効力発生の日から十五年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二十三条 國際收支の擁護のための制限

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際收支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際收支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に基づく為替管

理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十四条 運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、第二十七条に規定する権限のある政府当局及び関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従つて、この章及び次章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十五条 物品の貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。
 - (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
 - (b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (c) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者で

あつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第二十六条 見直し

両締約国は、附属書一の表（関税の撤廃又は引下げに関する約束及び交渉に関する約束の対象から除外される原産品を含む。）を含むこの章の規定についての一般的な見直しを、この協定が効力を生ずる年の後十年目の年に又は両締約国が合意する場合にはそれ以前に行う。両締約国は、合意する場合には、当該一般的な見直しの結果を踏まえて、当該一般的な見直しの間に交渉の対象とした原産品に関する関税の撤廃又は引下げの可能性についての交渉を開始することができる。

第三章 原産地規則

第二十七条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行いう団体の指定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省又はこれを承継する当局をいい、タイについては商務省又はこれを承継する当局をいう。

(b) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、タイについては関税庁をいう。

(c) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて、当該輸出締約国から產品を輸出するものをいう。

(d) 「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 当該締約国の国民又は法人（当該締約国に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当

該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

(e) 「代替性のある產品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することができる可能な產品又は材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(f) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められる又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(g) 「輸入者」とは、輸入締約国の法令に従つて当該輸入締約国に產品を輸入する者をいう。

(h) 「間接材料」とは、他の產品の生産、試験若しくは検査に使用される產品（当該他の產品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される產品をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料及びエネルギー
- (ii) 工具、ダイス及び鋳型

- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品
- (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- (vi) 他の產品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) 他の產品に組み込まれていないその他の產品であつて、当該他の產品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの
- (i) 「材料」とは、他の產品の生産に使用される產品をいう。
- (j) 「非原產材料」とは、他の產品の生産に使用される產品であつて、(k)に規定する締約国の原產材料でないものをいう。
- (k) 「締約国の原產材料」とは、締約国において他の產品の生産に使用される当該締約国の原產品をいう（第二十九条の規定に従つて当該締約国の原產材料とみなすものを含む。）。

- (1) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、产品を輸送中に保護するために使用される产品であつて、第三十七条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。
- (m) 「関税率上の特惠待遇」とは、第十八条1の規定に従つて輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

- (n) 「生産」とは、产品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含むが、これらに限定されない。

第二十八条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品であつて、2に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品
- (c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される产品であつて、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
- 2 1(a)の規定の適用上、次に掲げる产品は、締約国において完全に得られ、又は生産される产品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる產品
- (d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- (e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
- (f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の產品
- (g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する產品から生産される產品
- (h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる產品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
- (i) 当該締約国において収集される產品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
- (j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材

料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な產品から、当該締約国において回

收される部品又は原材料

(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する產品のみから得られ、又は生産される產品

3 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附屬書二に定める品目別規則は、非原產材料についてのみ適用する。

4 (a) 1(c)の規定の適用上、附屬書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従つて算定される產品の原產資格割合が当該產品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b) 產品の原產資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される產品の原產資格割合をいう。

「F O B」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、產品の買手から当該產品の売手に支払われる当該產品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該產品が輸出される際に輕減され、免除され、又は払い戻された内國税を含まない。

「VN M」とは、產品の生産において使用されるすべての非原產材料の価額をいう。

5(a) 產品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するF O Bは、当該產品の買手から当該產品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 產品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するF O Bは、関稅評価協定第一条から第八条までの規定に従つて決定される価額とする。

6 4(b)の規定に従つて原產資格割合を算定するに当たり、締約国における產品の生産に使用される非原產材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従つて決定される価額であつて、当該產品の生産者の所在する締約国における輸入港に当該非原産材料を輸送するためには要する運賃、適當な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの

(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該產品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

7 產品が締約国の原產品であるか否かを決定するため 4(b) の規定に従つて原産資格割合を算定するに当たり、当該產品の VNM には、当該產品の生産に当たつて使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8 5(b) 又は 6(a) の規定の適用において產品又は非原産材料の価額を決定するためには関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該產品若しくは非原産材料の

取引が存在しない場合について適用する。

第二十九条 累積

產品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該產品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三十条 僅少の非原産材料^{きん}

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の產品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該產品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該產品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

第三十一条 原産資格を与えることとならない作業

產品については、次の作業が行われることのみによつて、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

- (a) 輸送又は保管の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）そ

の他これに類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則 2(a)の規定に従つて一の產品として分類される部品及び構成品の収

集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a)から(f)までの作業の組合せ

第三十二条 積送基準

1 他方の締約国の原產品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原產品と

する。

(a) 当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあつては、当該第三

国において積卸し及び產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2 他方の締約國の原產品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原產品は、当該他方の締約國の原產品とはみなさない。

第三十三条 組み立ててないか又は分解してある產品

第二十八条から第三十一条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される產品については、分解してある状態で一方の締約國に他方の締約國から輸入される場合であっても、当該他方の締約國の原產品とみなす。

第三十四条 代替性のある產品及び材料

1 在庫において混在している締約國の原產材料及び非原產材料から成る代替性のある材料が產品の生産に使用される場合において、当該產品が当該締約國の原產品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約國の原產材料であるか否かについては、当該締約國において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。

2 締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある產品が在庫において混在している場合において、これららの產品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立つていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの產品を良好な状態に保存するため必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの產品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。

第三十五条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、產品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十六条 附属品、予備部品及び工具

1 產品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該產品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該產品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

- (a) 当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該產品と別に記載されるか否かにかかわらず、当

該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該產品について慣習的なものであること。

2 產品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該產品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該產品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十七条 小売用の包装材料及び包装容器

1 產品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であつて、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従つて当該產品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2 產品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該產品の原産資格割合を算定するに当たり、当該產品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該產品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十八条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

- (a) 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。
- (b) 産品の原産資格割合を算定するに当たつて考慮しない。

第三十九条 関税上の特恵待遇の要求

- 1 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。
- 2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。
 - (a) その課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入
 - (b) 当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対し、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

- (a) 通し船荷証券の写し
- (b) 当該第三国との他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸し及び產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを證明するもの

第四十条 原産地證明書

- 1 前条1に規定する原産地證明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によつて行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地證明書には、附屬書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地證明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

3 輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4 兩締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第二十四条に規定する運用上の手続規則において英語による各締約国の原産地証明書の様式を定める。

5 原産地証明書は、英語で記入する。

6 発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後十二箇月間有効なものとする。

7 輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

- (a) 当該輸出者が権限のある政府当局又は指定団体に提出する申告書であつて、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの
- (b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又は指定団体に直接かつ任意に提

出する申告書

8 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて7(b)に規定するものが、権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出される产品が当該輸出締約国の原产品であることを証明した後にのみ発給される。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又は指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

10 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十一条 照会に対する回答

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の产品の輸入者又はこれらの代理人が必要なすべての情報とともにに書面による申請を行う場合には、当該产品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該产品の輸入に先立ち、自国の法令に従つて照会に対する回答を行うよう努める。

第四十二条 輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものが次の事項を行うことを自国の法令に従つて確保する。

- (a) 產品が当該輸出締約国の原産品でないことを知つたときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。
- (b) 当該原産地証明書の発給の日の後五年間、產品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される產品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該產品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から三箇月以内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、產品が輸出締約国の原產品であるか否かに關する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自國の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から二箇月以内に提供する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

4 1の規定に基づく情報の要請は、次条に規定する方法により原產品であるか否かについての確認を行うことを妨げるものではない。

第四十四条 原產品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局は、次のことを行うことができる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものの施設を訪問する

ことを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。

(b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であつて、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供することを輸出締約国に対しても(a)に規定する訪問の間に要請すること。

2 輸入締約国は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対しても要請する場合には、そのような要請を行ふための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称

(c) 訪問の実施を希望する日及び場所

(d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となつている原産地証明書所載の產品の明記を含む。）

(e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

4 輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第四十五条 原產品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの產品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該產品が輸出締約国の原產品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該產品に關税上の特恵待遇を与えないことができる。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原產地證明書の發給の決定を取り消す場合には、当該原產地證明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原產地證明書の發給を受けた輸出者及び

輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、产品が当該輸出締約国の原产品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことがで
きる。

3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、产品が輸出締約国の原产品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合

(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c) 第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該产品が当該輸出締約国の原产品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第四十三条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国

の権限のある政府当局に対し、產品が当該輸出締約国の原產品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国のある政府当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となつた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該輸入締約国による決定を通報する。

第四十六条 秘密性

1 各締約国は、この章の規定に従つて自國に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自國の法令に従つて保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2 輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従つて入手した情報は、

- (a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。
- (b) 当該情報が外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従つて設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によつて裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

1 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて第四十条⁷(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従つて、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて第四十条⁷(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に产品が当該輸出締約国の原産品でないことを知つたにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従つて、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。

第四十八条 雜則

附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i) この章の規定の実施及び運用

(ii) いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の改正

(iii) 第二十四条に規定する運用上の手続規則

(b) この章の規定に関連する他の問題であつて両締約国が合意するものについて検討すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第四章 税関手続

第五十条 適用範囲

- 1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
- 2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従つて、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「税関当局」とは、第二十七条(b)に定義する税関当局をいう。
- (b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であつてその運用及び執行についての責任が特に各締約国の税関当局に課されるもの並びに各締約国の税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。

第五十二条 透明性

- 1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報をいかなる利害関係者につい

ても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れるができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立つて容易に利用可能なものとする。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3 各締約国は、利害関係者の要請があつた場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第五十三条 通関

1 両締約国は、次に掲げる原則を遵守することにより、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のために協同の努力を払う。

- (a) 予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法で税関手続を適用すること。
- (b) 貿易取引文書の電子化の実現に寄与することその他の目的のため、適當な場合には、他の国内当局、

第三国 の税関当局及び貿易関係者と協力すること。

(c) 影響を受ける当事者に対し、行政上及び司法上の審査を容易に行い得る手続を提供すること。

2 各締約国は、1の規定の適用上、次の事項を行う。

(a) 情報通信技術を利用すること。

(b) 輸入及び輸出に関する書類に係る要件を削減し、及び簡素化すること。

(c) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧

告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

第五十四条 一時輸入及び通過物品

1 各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（その改正を含む。）（以下この条において「ATA条約」という。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2 各締約国は、千九百九十四年のガツト第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3 両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国において物品の一時輸入のための通関手帳（ATA条約の例によるものに限る。）を使用し、及び通過物品の通関を円滑化することを促進するよう努める。

4 この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けた物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第五十五条 協力及び情報の交換

1 両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において協力し、及び情報を交換する。

2 両締約国は、1の規定を効果的に実施するため、実施取極で定めるところにより協力し、及び情報を交換する。

3 第八条の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第五十六条 税関手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
 - (b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (c) 両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。
 - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会の組織については、実施取極で定める。
- 4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第五章 貿易取引文書の電子化

第五十七条 貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

両締約国は、貿易取引情報及び船荷証券、仕入書、信用状、保険証明書その他の文書上の内容であつて電

子的方式により入力したものを書面によらず電子的に保管し、及び移転すること（以下この章において「貿易取引文書の電子化」という。）が、費用及び時間の削減を通じて貿易の効率を著しく高めることを認識して、両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進するため協力する。

第五十八条 意見及び情報の交換

両締約国は、貿易取引文書の電子化の実現、促進及び発展に関する意見及び情報を交換する。

第五十九条 貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国の関連する民間の団体間の協力を奨励する。このような協力には、両締約国の企業間の電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であつて電子的方式により入力したもの（以下この章において「設備」という。）を当該民間の団体が設置し、及び運用することを含めることができる。

第六十条 貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

両締約国は、設備を通じて両締約国の企業間で交換される電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であつて電子的方式により入力したものが各締約国の貿易規制当局により補助的なものとして使用されること

を可能とする貿易取引文書の電子化の実現方策について、できる限り速やかに、いかなる場合にもこの協定の効力発生の日の後二年以内に検討を行う。

第六十一条 貿易取引文書の電子化に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、貿易取引文書の電子化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
 - (b) 貿易取引文書の電子化に関する情報を交換すること。
 - (c) この章の規定に関連する問題であつて両締約国が合意するものについて討議すること。
 - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会の組織については、実施取極で定める。
- 4 小委員会は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、創立会合を開催する。小委員会のその後の会合は、両締約国が合意する場所及び時期において開催する。

第六章 相互承認

第六十二条 一般的義務

1 一方の締約国は、この章の規定に従い、他方の締約国において製造され、及び他方の締約国から自国に輸入される製品に関し、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、並びに附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則によつて要求される適合性評価手続であつて、自国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けた他方の締約国の適合性評価機関が実施するものの結果（適合性の証明書を含む。）を受け入れる。

2 適合性の表示を使用するために1に規定する適合性の証明書に加えて締約国によつて許可書が必要とされる場合には、そのような許可書については、その申請が提出されたときは、1に基づく義務を回避するための手段として用いられないよう遅滞なく発給する。

第六十三条 適用範囲

1 この章の規定は、適合性評価機関の登録又は指定及び製品又は工程の適合性評価手続であつて、附属書四に規定するものについて適用する。附属書四是、第一部及び第二部から成る。

2 附属書四第一部は、特に、適用範囲を定める規定を含む。

3 附属書四第二部は、次の事項を定める。

(a) この章の規定が適用される製品を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(b) 技術上の要件及び当該要件を満たすための適合性評価手続であつて、この章の規定が適用されるものを定める各締約国の関係法令及び運用規則

(c) 適合性評価機関の登録又は指定の基準を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(d) 登録当局又は指定当局の表

第六十四条 定義

1 この章の規定の適用上、

(a) 「適合性の証明書」とは、登録又は指定を受けた適合性評価機関が適合性評価手続の結果として発給する文書であつて、製品又は工程が附属書四に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすことを記載したものとす。

(b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施し、及び適合性の証明書を発給する機関をいう。

(c) 「他方の締約国の適合性評価機関」とは、他方の締約国内に所在する適合性評価機関をいう。

(d) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が附属書四に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすか否かにつき、直接又は間接に決定するためのすべての手続をいう。

(e) 「登録又は指定の基準」とは、一方の締約国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けるために他方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び当該一方の締約国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けた適合性評価機関が当該登録又は指定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であつて、附属書四に特定する当該一方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f) 「許可書」とは、タイに関し、許可書を取得した者が関係勅令によりタイ工業規格への適合が要求される製品を販売目的でタイに輸入することを認めるために工業製品標準委員会が発給した文書をいう。

(g) 「登録当局又は指定当局」とは、一方の締約国の当局であつて、附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に従い、他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定及び当該登録又は指定の取消しを行ふ権限を与えられたものをいう。

(h) 「登録又は指定」とは、一方の締約国の登録当局又は指定当局が附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に従つて行う他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定をいう。

2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、この章におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻（ISO・IECガイド2）の千九百九十六年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

第六十五条 適合性評価機関の登録又は指定及びその取消し

1 (a) 一方の締約国の登録当局又は指定当局は、登録又は指定を申請する他方の締約国の適合性評価機関が

附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録又は指定の基準を満たす場合には、附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に従つて、当該他方の締約国の適合性評価機関を登録し、又は指定する。

(b) 一方の締約国の登録当局又は指定当局は、他方の締約国の適合性評価機関が附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録又は指定の基準を満たさなくなつた場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定を取り消すことができる。

2(a)

一方の締約国の登録当局又は指定当局は、他方の締約国の適合性評価機関が登録又は指定の基準を満たしていることを確認するため、次のことを行うことができる。

(i) 当該他方の締約国の適合性評価機関に対し、書面による質問書により又は(ii)に規定する訪問の際に、照会すること。

(ii) 当該他方の締約国の適合性評価機関の施設への訪問につき、当該他方の締約国が反対せず、かつ、当該適合性評価機関が同意を与えること及び当該他方の締約国求めがあるときは当該他方の締約国の登録当局又は指定当局の職員が同行することを条件として、これを実施すること。

注釈 当該一方の締約国の登録当局又は指定当局に対し、訪問の要請が受領された日から十四日間又は当該一方の締約国の登録当局若しくは指定当局が定める期間のいずれか長い方の期間内に反対が通報されない場合には、反対がなかつたものとみなす。

(b) 一方の締約国の登録当局又は指定当局は、(a)(i)に規定する書面による質問書を送付するときは、直ちに他方の締約国に通報する。

(c) (a)(ii)に規定する訪問は、その訪問が行われる締約国の法令に反しない方法で行われる。

(d) 締約国は、自国の登録当局又は指定当局が照会又は訪問を通じて入手した情報については、(a)に規定する目的のためにのみ使用する。

3 一方の締約国の登録当局又は指定当局は、2(a)(i)に規定する照会について正当な理由なく回答が行われず、若しくは虚偽的回答が行われた場合、他方の締約国が2(a)(ii)に規定する訪問に反対し、若しくは当該他方の締約国の適合性評価機関が2(a)(ii)に規定する同意を与えない場合又は2(a)(ii)に規定する訪問が拒否され、妨げられ、若しくは忌避された場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定を取り消すことができる。

第六十六条 相互承認に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、相互承認に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 各締約国の適合性評価機関が附属書四に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則によつて要求される適合性評価手続を実施する能力を更に向上させるため、規格及び適合性評価手続に関する情報を

交換すること。

(b) この章の規定の効果的な実施及び運用のため、両締約国間の協力を促進する方法について討議すること。

(c) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(d) この章の規定に関連する他の問題であつて両締約国が合意するものについて討議すること。

(e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第六十七条 連絡部局

各締約国は、この章の規定に関する他方の締約国からのあらゆる妥当な照会に応じ、及び適当な場合には関連する情報を他方の締約国に提供する連絡部局を指定する。

第六十八条 一般的例外

この章のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適當と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

第六十九条 雜則

1 この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関又はその代表、被用者その他の人員に対して強制的な措置をとることを承認するものと解してはならない。一方の締約国は、この章の規定に関連して、他方の締約国の適合性評価機関又はその代表、被用者その他の人員に対し刑事上、民事上又は行政上の罰則を科してはならないことが確認される。

注釈 「行政上の罰則」には、第六十五条に規定する登録又は指定の取消しを含めない。

2 この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の規格を受け入れる義務を課するものと解してはならない。

3 この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（その改正を含む。）に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七十条 秘密性

1 各締約国は、この章の規定に従つて自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従つて保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護

する。

2 この章の規定に従つて入手された情報は、外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従つて定められたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該情報を入手した締約国によつて裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第七章 サービスの貿易

第七十一条 一般原則

この章の一般原則は、次のとおりとする。

- (a) サービス貿易一般協定の前文第三段落及び第五条の規定に従つて、両締約国間のサービスの貿易を自由化すること。
- (b) 両締約国がサービス及びサービス提供者の効率性、競争力及び多様性向上させるための枠組みを提供すること。

第七十二条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。
- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
 - (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
 - (iii) コンピュータ予約システムのサービス
- (b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
- (c) 締約国若しくは公的企業が交付する補助金又はこれらが行う贈与（公的に支援される借款、保証、保険及び当該補助金又は贈与を受け、又は受け続ける場合に付されるあらゆる条件を含む。）
- (d) 出入国管理に関する法令に基づく措置
- (e) 締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇用に
関する措置

(f) 政府調達に係るもの

3 サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書の規定は、金融サービスについて準用する。

注釈 サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書4に規定する「小委員会」は、この協定の第十四章に規定する「仲裁裁判所」と読み替えるものとする。

4 この協定の規定（この協定に基づく権利及び義務がサービス貿易一般協定に規定されていない場合に限る。）は、金融サービスについては、適用しない。ただし、第七十七条、第八十二条、第八十九条、第九十条、第一百四条、第十三章及び第十四章の規定については、この限りでない。

第七十三条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。
- (b) 「区域」とは、それぞれの締約国について、次のものをいう。
 - (i) 当該締約国の領域（領海を含む。）

(ii) 国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(c) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 企業の設立、取得又は維持

注釈 「取得」には、サービスを提供する企業の持分の一部の取得を含める。

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(d) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(e) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(f) 「他方の締約国の企業」とは、次のいずれかの企業をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であつて、当該他方の締約国において実質的な事業活動を行つてゐるもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する

企業

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の企業

(g) (i) 企業が締約国又は第三国の者によつて「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 企業が締約国又は第三国の者によつて「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 企業が他の者と「提携」するとは、当該企業が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によつて支配される場合又は当該企業及び当該他の者の双方が同一の者によつて支配される場合をいう。

「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i) (h)
「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わず、また、租税に係る課税措置を含む。）をいう。

(j) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii) 非政府機関が中央又は地方の政府又は機関によつて委任された権限を行使するに当たつてとる措置

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域内の地方の政府及び機関並びに中央又は地方の政府及び機関によつて委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

(k) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含める。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

- (1) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。
- (m) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。
- (n) 「者」とは、自然人又は企業のいずれかをいう。
- (o) サービスの「分野」とは、次のものをいう。
- (i) 特定の約束については、附属書五の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野
- (ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）
- (p) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）

を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含めない。

- (q) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。
- (r) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。
 - (i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従つて登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の方が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用するを通じて提供するサービスに限る。
 - (ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス
- (s) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。
- (t) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(u) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈 企業がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該企業）に対し、当該業務上の拠点を通じこの章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(v) 「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は企業をいう。

「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。

「サービスの貿易」とは、次に規定する様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）
(ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であつて他方の締約国のサービス消費者に対して行

われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(z) 「運輸権」とは、いづれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第七十四条 市場アクセス

1 一方の締約国は、前条(y)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国とのサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、前条(y)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自身の重要な部分であるときは、当該約束をもつて当該資本の移動を認めることとすることとする。締約国は、同条(y)(ii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもつて自国の区域への関連する資本の移動を認めることとすることとする。

2

締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書五の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国のすべての区域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

- (a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）
- (b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
- (c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によつて表示されたサービスの総産出量の制限（数量

割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含めない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第七十五条 内国民待遇

1 一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及

びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自國のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自國のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 いずれの締約国も、他方の締約国の措置であつて両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用

対象となるものについては、第十四章の規定の適用上、1から3までの規定を援用することができない。

第七十六条 追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となつていらないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第七十七条 特定の約束に係る表

- 1 各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。
- 2 附属書五の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行つた分野に関し、次の事項を特定する。
 - (a) 市場アクセスの条件及び制限
 - (b) 内国民待遇についての条件及び制限
 - (c) 追加的な約束
 - (d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間
- 3 第七十四条及び第七十五条のいずれの規定にも適合しない措置は、第七十四条に関する欄に記載する。

その記載は、第七十五条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

- 4 特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関しては、第七十四条又は第七十五条の規定に適合しないすべての現行の措置を2(a)及び(b)に規定する条件及び制限として記載する。

- 5 前三条の規定に基づく特定の約束の対象となっていない分野又は小分野についても、透明性の観点から、附属書五の特定の約束に係る表に記載する。

- 6 特定の約束に係る表は、この協定の附属書五に掲げる。

注釈 両締約国は、自国の特定の約束に係る表においてすべてのサービス分野を記載するに当たり、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書M T N・G N S—I W—I I O）を指針とする。

第七十八条 特定の約束に係る表の修正

- 1 サービスの貿易に関する特定の約束の修正又は撤回は、第一百七十二条1の規定に従つて行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、サービス貿易一般協定第二十二条2(a)の規定に従つて、当該交渉の前に附属書五の自国の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとつ

て不利とならない互惠的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

2 一方の締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表及びこの協定に基づく自国の特定の約束に係る表の双方において同一の約束を記載する場合において、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に従い、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表における約束の修正又は撤回を行い、かつ、同条に規定する「影響を受ける加盟国」として他方の締約国に対し補償的な調整を行ったときは、両締約国は、それぞれの関係国内手続に従うことを条件として、当該修正又は撤回を、新たな交渉を行うことなく、この協定に組み込むためにこの協定を改正することに合意する。

第七十九条 最恵国待遇

一方の締約国は、この協定の効力発生後に第三国とサービスの貿易に関する協定を締結する場合には、当該第三国とのサービスの貿易に関する協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する。

第八十条 国内規制

1 各締約国は、特定の約束を行つた分野において、一般に適用されるすべての措置であつてサービスの貿

易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であつて、当該影響を受けた他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

3 2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4 締約国の権限のある当局は、特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、自國の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不适当に遅滞することなく提供する。

5 締約国は、特定の約束に係る表において特定する条件及び制限に従うことを条件として特定の約束を行った分野において、次のいずれかの態様により当該特定の約束を無効にし、又は侵害する免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(a) 次のいずれかの基準に適合しない態様

(i) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(ii) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(iii) 免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

(b) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかつた態様

6 締約国は、自国の特定の約束に係る表において特定の約束の対象となつていない分野において、免許要件、資格要件及び技術上の基準が5(a)に規定する基準に可能な限り適合することを確保するよう努める。

7 締約国が5の規定に基づく義務を遵守しているか否かを決定するに当たり、当該締約国について適用される関係国際機関の国際的基準を考慮する。

注釈 「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

第八十一条 相互承認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第八十二条 透明性

各締約国は、すべての分野において、第七十四条から第七十六条までの規定に基づく義務に影響を及ぼす

すべての関係法令を記載した法的拘束力のない表を作成する。当該表は、この協定の効力発生時に他方の締約国と交換され、及び公表されるものとし、必要に応じて将来の見直し及び改定の対象となる。

注釈 この条の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。この条の規定に基づくいかなる見直し又は改定も、当該表を更新することのみを目的とする。

第八十三条 独占及び排他的なサービス提供者

- 1 各締約国は、その区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。
- 2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動してい

ると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a) 少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b) 自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八十四条 セーフガード措置

両締約国は、この協定の効力発生の日の後六箇月以内にセーフガード措置に関する交渉を開始するための協議を行う。当該交渉により結果が出る場合には、その結果は、第一百七十二条の規定に従ってこの章に組み込まれる。

第八十五条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基

金（以下この条において「基金」という。）の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八十六条 国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

- 2　1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。
- (a) 内国民待遇の原則に基づいて適用されること。
 - (b) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。
 - (c) 國際通貨基金協定に適合するものであること。
 - (d) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要的損害を与えることを避けるものであ

ること。

(e)

1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(f)

一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとつて一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

5 一方の締約国は、1の規定に従つて制限を課する場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が課した制限の見直しを行うため、当該他方の締約国と速やかに協議を開始することができる。

第八十七条 利益の否認

1 一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービス提供者が第三国の者によつて所有され、又は支配されていると認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国のサービス

提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

2 一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービス提供者が第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるとときは、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してもこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第八十八条 サービスの貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

国内法令に関する情報を交換すること。

(c) この章の規定に関連する問題であつて両締約国が合意するものについて討議すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第八十九条 見直し

1 両締約国は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、すべてのサービス分野（運送サービス、観光サービス、金融サービス及び電気通信サービスを含む。）について的一般的な見直しのための交渉を開始する。当該一般的な見直しには、「SS」と記載した約束の範囲の見直しを含める。

2 両締約国は、この協定の効力発生の日の後三年以内に、保守及び修理のサービス、卸売及び小売サービス並びに賃貸サービスについての見直しのための別個の交渉を開始する。

3 1又は2に規定する見直しには、両締約国の附属書五の特定の約束に係る表に記載する約束の範囲、条件及び制限又は追加的な約束であつて1又は2に規定するサービスに関するものの見直しを含めるものとし、1又は2に規定する見直しは、サービス貿易一般協定に定める漸進的な自由化の原則を指針として行

われる。

4 両締約国は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、第七十二条4及び第八十七条1の規定についての見直しのための交渉を開始する。

第八章 投資

第九十条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国による次のものに関する措置について適用する。

- (a) 他方の締約国の投資家
 - (b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産
 - (c) 第百十一条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であつて、当該一方の締約国 の区域内にあるもの
- 2 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関する締約国に義務を課するものではない。
- 3 この章の規定は、一方の締約国による措置であつて、サービス分野における他方の締約国の投資家及び

その投資財産に関するものについては、適用しない。

4 3の規定にかかわらず、

(a) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に關し、第九十四条から第九十六条まで、第一百条、第一百二条、第一百三条、第一百五条から第百七条まで及び第一百九条から第百十二条までの規定は、一方の締約国による措置であつて、サービス分野（金融サービス分野を除く。）における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについて適用する。

(b) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に關し、第九十四条、第一百二十三条、第一百三条、第一百五条、第一百九条及び第一百十二条の規定は、一方の締約国による措置であつて、金融サービス分野における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについて適用する。

注釈1 この(b)の規定の適用上、第一百二条の規定に基づく補償がある場合には、その額は、影響を受ける金融サービスを提供する企業の資産額と偶発債務を含む負債額との差から計算される純資産額を超えてはならない。

注釈2 この(b)に規定する投資財産は、この章における投資財産の定義に該当するもののうち、持

分、再投資収益及び借入資本である永久債務に限る。

5 第九十三条及び第九十六条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（その改正を含む。）（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第三条又は第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

6 この章の規定は、政府機関が政府用として購入する物品及びサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のための物品の生産若しくはサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令又は手続及び慣行については、適用しない。

第九十一条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「区域」とは、それぞれの締約国について、次のものをいう。
 - (i) 当該締約国の領域（領海を含む。）

(ii) 國際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(b) 「輸入物品の買手等に対する債権」とは、一方の締約国の投資家が、当該一方の締約国の区域内に所
在する輸出物品の売手又はサービス（金融サービスを除く。以下この(b)の規定において同じ。）の提供
者と他方の締約国の区域内に所在する輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の物品又はサービス
の売買契約に関し、当該輸入物品の買手又はサービスの消費者が特に当該輸出物品の売手又はサービス
の提供者に対して支払を行うため、当該輸入物品の買手又はサービスの消費者に対する直接貸付けを行
うことの内容とする当該投資家と当該輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の融資契約に基づく
定められた額の債権（当該融資契約の開始日から三年以内に返済される額に係るものと除く。）をい
う。

(c) 「直接投資企業」とは、次のいずれかの企業をいう。

(i) 一方の締約国の区域内にある企業であつて、他方の締約国の投資家がその総持分の十パーセント以
上を直接に所有するもの

(ii) 一方の締約国の区域内にある企業であつて、他方の締約国の投資家がその総持分の十パーセント以
上を自己に帰属するものとして、直接及び間接に又は間接に所有するもの

(d) 「直接投資家」とは、次のいずれかの投資家をいう。

(i) 一方の締約国の区域内にある企業の総持分の十パーセント以上を直接に所有する他方の締約国の投資家

資家

(ii) 一方の締約国の区域内にある企業の総持分の十パーセント以上を自己に帰属するものとして、直接及び間接に又は間接に所有する他方の締約国の投資家

注釈 この(c)及び(d)の規定の適用上、「間接に所有する」とは、一の企業又は二以上の連続する企業を通じて投資家が企業の持分を所有すること（当該一の企業又は二以上の連続する企業のそれぞれが次の企業の総持分の十パーセント以上を直接に所有する場合に限る。）をいう。この場合における投資家による企業の持分の所有は、当該投資家の当該一の企業又は二以上の連続する企業における持分割合に基づくものとする。これらの各企業における持分割合は、当該各企業の総持分の十パーセント以上が当該投資家に帰属することを確保するために十分なものとする。

(e) 「他方の締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、他方の締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織さ

れる法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(f) (i) 企業が締約国又は第三国の者によつて「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 企業が締約国又は第三国の者によつて「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(g) 「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

(h) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて決定する自由利用可能通貨をいう。

(i) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

注釈 第百十一条の規定の適用上、「投資活動」には、第三国の投資家による投資活動を含める。こ

の場合において、「投資財産」には、第三国の投資家によつて所有されている投資財産を含める。

(j) 「投資財産」とは、次のものをいう。

(i) 直接投資家によつて所有されている次の資産

(A) 株式、出資その他の形態の直接投資企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(B) 直接投資企業の再投資収益

(C) 直接投資家と直接投資企業との間の債券、社債その他の債務証書及び貸付債権（これらの債務証書及び貸付債権から派生する権利を含む。）

(ii) 直接投資企業又は直接投資家によつて所有されている次の資産であつて、当該直接投資家と当該直接投資企業との間の取引から生ずるもの

(A) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(B) 知的財産権であつて、その区域内において投資が行われる締約国の法令により認められるもの

(C) その区域内において投資が行われる締約国の法令又は契約により与えられる権利（例えば、特

許、免許、承認、許可)

(D) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の財産権

(iii) 投資家によって直接に所有されている次の資産

- (A) 輸出物品の売手等の債権であって、その当初の償還期間が三年以上であるもの
- (B) 輸入物品の買手等に対する債権であって、その当初の償還期間が三年以上であるもの
- (C) 特定の事業計画に係る貸付債権であって、その当初の償還期間が五年以上であるもの
- (D) 完成後引渡し契約に基づく権利

注釈1 「投資財産」には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他の収益を含める。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈2 前条1(c)の規定の適用上、「投資財産」には、第三国の投資家によって所有されている投資財産を含める。

- (k) 「他方の締約国の投資家」とは、一方の締約国の区域内において投資を行つており、又は既に行つた他方の締約国の国民又は企業をいう。ただし、第三国の企業の支店であつて、当該他方の締約国の区域内に所在するものを除く。
- (l) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。
- (m) 「締約国の措置」とは、中央又は地方の政府及び機関が採用し、又は維持する措置をいう。
- (n) 「他方の締約国の国民」とは、他方の締約国の関係法令に基づいて当該他方の締約国の国籍を有する自然人をいう。
- (o) 「者」とは、自然人又は企業のいずれかをいう。
- (p) 「特定の事業計画に係る貸付債権」とは、一方の締約国投資家が、他方の締約国の区域内に設立される企業に対し、当該企業が特定の事業計画を実施することができるよう、定められた額の貸付けを行い、かつ、当該特定の事業計画の資産が貸付けの担保として提供されることを内容とする融資契約に基づく貸付債権（当該融資契約の開始日から五年以内に返済される額に係るものを除く。）をいう。

注釈 この(p)に規定する特定の事業計画は、経済的な価値が付加されるものでなければならず、また、純粹に金融取引のみを行うものであつてはならない。

(q) 「再投資収益」とは、直接投資企業から直接投資家に配当として分配されない収益又は送金されない収益のうち当該直接投資家の持分に応じたものをいう。

(r) 「輸出物品の売手等の債権」とは、一方の締約国に所在する輸出物品の売手又はサービス（金融サービスク）を除く。以下この(r)の規定において同じ。）の提供者である投資家が、他方の締約国に所在する輸入物品の買手又はサービスの消費者に対し、当該投資家と当該輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の物品又はサービスの売買契約に基づく支払の繰延べを認める内容とする当該投資家と当該輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の融資契約に基づく定められた額の債権（当該融資契約の開始日から三年以内に返済される額に係るもの）をいう。

(s) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第九十二条 この章の規定の遵守

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域内の地方の政府

及び機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第九十三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得及び拡張に關し、附屬書六第一部に記載した分野において、かつ、同部に定める条件及び制限に従い、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、自国の区域内における投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に關し、この協定の効力発生の日に存在している自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 2の規定は、締約国が附屬書六第二部において特定する措置については、適用しない。

第九十四条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に關し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況にお

いて自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九十五条 待遇に関する最低限度の基準

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈 この条の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇に関する最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。

「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

第九十六条 最恵国待遇

1　一方の締約国は、この協定の効力発生後に第三国と投資に関する協定を締結する場合には、投資財産の設立、取得及び拡張に関し、当該第三国との投資に関する協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの

協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する。

2 一方の締約国は、自国の区域内における投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 2の規定は、一方の締約国が、関税同盟、自由貿易地域若しくは通貨同盟、これらに類する同盟若しくは自由貿易地域の実現を内容とする国際協定又は他の形態の地域的な経済協力であつて、当該一方の締約国が当事者であり、又は当事者となるものにより与える待遇、特恵又は特権に伴う利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

4 2の規定は、締約国が附属書六第三部において特定する措置については、適用しない。

第九十七条 特定措置の履行要求

1 この章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、いづれか一方の締約国が、自国の区域内における投資活動の条件として、特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない。

2 この章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国が、自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与又はその継続の条件として、特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない。

3 この条及び附属書六のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関する投資措置に関する協定（その改正を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第九十八条 特定の約束に係る表

1 各締約国は、第九十三条1並びに前条1及び2の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。

2 附属書六第一部の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行う分野に関し、場合に応じて次の事項を特定する。

- (a) 内国民待遇についての条件及び制限
 - (b) 特定措置の履行要求についての約束
- 3 特定の約束に係る表は、この協定の附属書六第一部に掲げる。

第九十九条 約束の修正

この章の規定に基づく特定の約束の修正又は撤回は、第一百七一条の規定に従つて行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、当該交渉の前に附属書六の自国の特定の約束に係る表に定める水準よりも投資にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

第一百条 与えられた待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えた待遇の水準を自国の法令に従つて維持する。

第一百一条 透明性

1 一方の締約国は、自国の法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定であつて、この章の規定の対象となる事項に関するものを、利害関係者及び他方の締約国が知ることができるように公表し、又は利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、自国の国内法令に基づき可能な範囲で次のことを行う。

- (a) 自国が採択する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定を公表すること。

(b) 利害関係者及び他方の締約国に対し、(a)に定める措置について意見を述べるための適当な機会を与えること。

第一百二条 収用及び補償

1 いづれの締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法の手続に従つてとられるものであり、かつ、(d)迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合を除く。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいづれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用を行う締約国の法令に従つて妥当な利子を付する。当該補償については、実際に換価し、自由利用可能通貨によつて自由に移転し、並びに収用が行われた日の市場における為替相場により関係の投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することが

できるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に對して申立てをする権利を有する。

第一百三条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関する損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に關し、自国又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に従つて行われる支払については、実際に換価し、自由に交換し、及び自由利用可能通貨によつて自由に移転することができるものとする。

第一百四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に關連するすべての資金の移転

が、遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨によつて自由に行われることを確保する。この資金の移転には、次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
 - (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益
 - (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
 - (d) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
 - (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬
 - (f) 前二条の規定に従つて行われる支払
 - (g) 第百六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 いづれの一方の締約国も、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを妨げてはならない。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適

用する場合には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事事件
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第一百五条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産から生じ、又はこれに関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

- (a) 当該支払の前提となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。
- (b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権行使する権利を有することを承認すること。

2 前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

第一百六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該一方の締約国によるこの章の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を当該他方の締約国の投資家が被つたことについての請求に係るものをいう。

2 投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の両当事者間の友好的な協議により解決する。

3 投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあつた日から六箇月以内に友好的な協議により解決されない場合において、当該投資家が解決のため当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決

に関する条約（その改正を含む。）（以下この条において「ICSID条約」という。）の規定による調停又は仲裁。ただし、両締約国がICSID条約を締結していることを条件とする。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。）に基づく調停又は仲裁。ただし、いずれかの締約国がICSID条約を締結していることを条件とする。

(c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によつて採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）に基づく仲裁

個々の請求に関しこの3の規定に基づき投資紛争をいずれかの仲裁に付託する権利を行使する場合は、この3に規定する他の紛争解決手続及び当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従つた司法裁判所又は行政裁判所における手続は、排除されたものとみなされる。ただし、仲裁手續が当該投資紛争の実体的な事項について最終的な裁定が下される前に終了した場合は、この限りでない。

4 適用される仲裁規則は、この条の規定によつて修正される部分を除くほか、この条の規定に基づく仲裁を規律する。

5 3の規定に従い投資紛争を付託しようとする当該投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当

事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。この通報には、次の事項を明記する。

- (a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所
- (b) 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章のいずれの規定について違反があつたとされるかについての特定を含む。）
- (c) 3に規定する紛争解決手続のうち当該投資家が選択しようとするもの

6 各締約国は、投資紛争がこの条の規定により国際的な調停又は仲裁に付託されることに同意する。ただし、投資紛争の当事者である投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知るべきであつた日のいずれか早い方の日から二年の期間が経過した場合は、この限りでない。

7 3の規定は、投資紛争の当事者である投資家が、投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することを妨げるものではない。ただし、仲裁が行われている間に当該投資家の権利及び利益を保全することのみを目的として申立てを行うことを条件とする。

- 8 仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である投資家及び投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「両紛争当事者」という。）が別段の合意をする場合を除くほか、各紛争当事者が任命する各一人の仲裁人及び両紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人によって構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から七十五日以内に投資紛争の当事者である投資家又は投資紛争の当事者である締約国が仲裁人を任命しなかつた場合には、投資紛争解決国際センターの事務局長が、両紛争当事者のいずれか一方の要請に基づき、まだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を9及び10に規定する条件に従い、自己の裁量によつて任命する。
- 9 第三の仲裁人は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である投資家と同じ国籍の者、投資紛争の当事者である締約国の国民、いずれかの締約国の区域内に日常の住居を有する者又は任命の際に両紛争当事者のいずれか一方によつて雇用されている者であつてはならない。
- 10 各紛争当事者は、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、投資紛争解決国際センターの事務局長は、両紛争当事者のいずれか一方によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命することができない。

11 この条の規定に基づく仲裁は、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）を締結している国において行う。

12 仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である締約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

(a) 損害賠償金及び適当な利子の支払

(b) 原状回復。この場合の裁定においては、投資紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができるることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。

13 この条の規定に従つて下される裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。投資紛争の当事者である締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

14 締約国は、この条の規定に基づく仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、投資紛争の当事者である投資家が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害

の全部又は一部に対するてん補その他の補償を既に受領し、又は将来受領する旨を主張してはならない。

15 この条の規定は、次の投資紛争については、適用しない。

(a) この協定の効力発生前に生じた事態に起因し、又はこの協定の効力発生前に既に解決されている投資紛争

(b) 第九十七条の規定に基づく義務に関する投資紛争

(c) 投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関する措置以外の措置に関する投資紛争

第一百七条 特別な手続

第九十三条及び第九十六条の規定にかかわらず、いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続（例えば、登録の要件に従うこと。）を定めることができる。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第一百八条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第九十三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第一百四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じて いる場合又はそのような困難が生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済上又は資金上の危機をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

(a) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要的損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する措置を決定するに当たり、自国の経済開発にとって一層重要な分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該措置を採用し、又は維持してはならない。

4 1の規定に基づいて採用し、若しくは維持する措置又はその変更については、他方の締約国に対し、速やかに通報する。

5 一方の締約国は、1の規定に基づいていずれかの措置を適用する場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が採用する措置の見直しを行うため、当該他方の締約国と速やかに協議を開始することができる。

6 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第一百九条 信用秩序の維持のための措置及び経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置

1 各締約国は、この章の他の規定にかかわらず、次の措置をとることを妨げられない。

(a) 信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提

供企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するためのものを含む。）

(b) 経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置

注釈 この(b)に規定する措置には、通貨政策に関する措置及び投機的な資金の流れを抑止するための措置を含める。その措置は、経済全般又は為替相場の安定性を確保するという目的を実現させるために必要な範囲を超えるものであつてはならない。経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置には、特定の分野の促進又は保護に関する措置を含めない。

2 1に規定する措置であつて、この章の他の規定に適合しないものは、この章の規定に基づく締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

第一百十条 収用を構成する租税に係る課税措置

1 第百二条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限度において、租税に係る課税措置について適用する。

2 1の規定が適用される場合には、第九十四条及び第一百六条の規定を租税に係る課税措置について適用する。

3 (a) 租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従つて決定された場合には、いずれの投資家も、第一百二条の規定を第一百六条の規定に基づく投資紛争の根拠として援用することができない。

(b) 租税に係る課税措置につき第一百二条の規定を援用しようとする投資家は、第一百六条5の規定による書面による要請を行つた際に、当該課税措置が収用に当たるか否かを決定するために両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが当該事案の送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、同条の規定に基づき当該事案を仲裁に付託することができる。

(c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

- (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
- (ii) タイについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第一百十一条 環境に関する措置

各締約国は、自国の環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資活動を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸

脱措置を行わないものとする。

第一百十二条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三國の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国的企业である当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三國と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三國に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくは当該投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三國の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国的企业が当該他方の締約国区域内において実質的な事業活動を行つていないと認めるときは、当該他方の締約国的企业である当該他方の締約国投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第一百十三条 投資に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。
- (c) この章の規定に関連する問題であつて両締約国が合意するものについて討議すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
- (e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第一百十四条 見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、第九十三条及び第九十七条の規定に従つてすべての非サービス分野において行つた約束の一般的な見直しのための交渉を開始するものとし、また、この協定の効力発生の日の後五年を経過した日から一年以内に、第九十条4及び6並びに第九十六条の規定について

の見直しのための交渉を開始する。

第九章 自然人の移動

第一百五条 適用範囲

1 この章の規定は、第一百十七条1に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、両締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従つて当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自

然人に対する要求しないという事実のみをもつて、特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第一百六条 定義

この章の規定の適用上、「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

第一百七条 特定の約束

1 各締約国は、次に掲げるいずれかの区分に属する者について行う特定の約束を附属書七に記載する。

- (a) 他方の締約国の短期の商用訪問者
- (b) 他方の締約国の企業内転勤者
- (c) 他方の締約国の投資家
- (d) 自由職業サービスに従事する他方の締約国の自然人
- (e) 自国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事する他方の締約国の自然人

(f) 他方の締約国の指導員

2 1に規定する特定の約束の対象となる自然人については、当該特定の約束の条件であつて附属書七に定めるものに従つて入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であつてこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3 いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国において1に規定する他方の締約国の自然人に對して発給される査証の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

第一百十八条 自然人の移動に関する要件及び手続

1 各締約国は、この章の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人が自国への入国許可、自國における一時的な滞在及び適用がある場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自國における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報をこの協定の効力発生の日に公表し、又は他方の締約国が利用できるようにする。

2 各締約国は、他方の締約国の自然人から要請があつた場合には、1に規定する要件及び手続に関する情

報を提供するよう努める。

3 各締約国は、自國への入國許可、自國における一時的な滞在及び適用がある場合には自國における就労に係る当初又は更新の許可並びに自國における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うことに影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は1に規定する現行の要件及び手續の変更を他方の締約国に速やかに通報するよう努める。

4 各締約国は、自國の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料 자체がこの章の規定に基づく自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5 各締約国は、自國の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続きを円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。当該措置に関する特定の約束については、附属書七に記載する。

第一百十九条 相互承認

1 この章の規定に基づいて自然人の移動を円滑にするため、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自國の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国にお

いて得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第一百二十条 自然人の移動に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) この章の規定に基づく両締約国の約束の範囲について見直しを行うこと（両締約国がそれぞれの必要性及び相互の利益を考慮して第百十七条1に規定する特定の約束に含まれていない約束を行う可能性を追求することを含む。）。
- (c) この章の規定に関連する問題であつて両締約国が合意するものについて討議すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、6に規定する相互承認に関する特別小委員会と緊密な協議を行い、及び6(b)(v)に規定する同特別小委員会の所見を考慮する。
- 4 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
- 5 小委員会は、少なくとも毎年一回会合する。
- 6 (a) 前条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会に、相互承認に関する特別小委員会（以下この条において「特別小委員会」という。）を設置する。

(b) 特別小委員会は、次の事項を任務とする。

(i) 同条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(ii) 両締約国がそれぞれの必要性及び相互の利益を考慮して同条に規定する事項に関する約束を行う可能性を追求すること。

(iii) 相互承認に関する事項について、両締約国間の協力を促進する分野及び方法を特定すること。

(iv) 同条の規定に関連する問題であつて両締約国が合意するものについて討議すること。

(v) 合同委員会に対し、小委員会を通じて特別小委員会の所見を報告すること。

第一百二十二条 追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従つて、相互に交渉を開始する。

第十章 知的財産

第一百二十二条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用

を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。

- 2 この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。
 - (a) 第百三十条から第百三十七条までの規定の対象となるもの
 - (b) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの
 - 3 両締約国は、知的財産の保護に関する国際的な基準について定める国際協定の重要性を認識する。
 - 4 両締約国は、次の国際協定及び次に引用した国際協定の規定に定める義務を履行することについての約束を再確認する。
 - (a) 貿易関連知的所有権協定
 - (b) ベルヌ条約
 - (c) パリ条約第一条から第十二条まで及び第十九条の規定
- 第一百二十三条 定義
- この章の規定の適用上、
- (a) 「ベルヌ条約」とは、千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

(b) 「ニース協定」とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

(c) 「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

(d) 「権利管理情報」とは、著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者、著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者又は著作物、実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物、固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たつて当該著作物、固定された実演若しくはレコードとともに公衆に伝達され、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限る。

(e) 「ストラスブル協定」とは、国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル

協定（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

第一百二十四条 内国民待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈 この章の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。この条及び次条の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含む。

第一百二十五条 最恵国待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

第一百二十六条 手続事項の簡素化及び調和

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行

政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2 特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、ストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従つて最大限に可能な範囲で分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、ニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従つて最大限に可能な範囲で分類される。

3 各締約国は、正規の国内出願とされるすべての特許出願又は実用新案、意匠若しくは商標の登録出願が、パリ条約第四条に規定する優先権を生じさせるものと認められることを確保する。

注釈 この3の規定の適用上、「正規の国内出願」とは、結果のいかんを問わず、パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう。

第一百二十七条 透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うための適切な措置をとる。

(a) 特許の出願及び付与並びに実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置及び植物の新品種の登録出願

及び登録に関する情報並びに権限のある当局が保有するこれらに関する一件書類に含まれて いる情報を公開し、又は公衆が容易に利用することができるようすること。

(b) 税関当局が知的財産権の侵害物品の解放を停止することを求める申立てに関する情報を公衆が容易に利用することができるようすること。

(c) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報（統計上の情報を含む。）その他知的財産の保護に関する制度についての情報を公衆が容易に利用する能够性を有すること。

第一百二十八条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第一百二十九条 目的

1 知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべき

であり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

2 この章の規定は、貿易関連知的所有権協定並びに世界貿易機関の閣僚会議又は一般理事会による決定であつて貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関連するものに従い、公衆の健康を保護するための措置をとる両締約国の権利を支持するような方法で解釈され、及び実施される。

第一百三十条 特許

1 特許は、貿易関連知的所有権協定第二十七条の規定に従い、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。

2 各締約国は、特許出願に係る発明が、当該発明の特許出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に、いずれかの締約国又は第三国において、公然知られており、又は頒布された刊行物に記載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆により利用することができるようになされたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保する。

3 各締約国は、特許出願に係る保護の対象が天然の微生物に関連するという理由のみによつて、当該特許出願が拒絶されることを確保する。

第一百三十一条 意匠

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条の規定に従い、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。

2 各締約国は、意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録の出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に、いずれかの締約国又は第三国において、公然知られており、又は頒布された刊行物に記載されたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保する。

3 各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを確保する。

第一百三十二条 商品及びサービスに係る商標

1 各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用するとの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者が、その使用を防

止する排他的権利を有することを確保する。

- 2 各締約国は、少なくとも次のいずれか一方の場合には、他人の商品又はサービスを示すものとして、いずれかの締約国又は第三国において広く認識されている商標と同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消すことを定める。

- (a) 当該同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図又は当該他人に損害を与える意図で使用される場合

(b) 公衆が当該商品又はサービスの所有者又は出所に関する混同するおそれがある場合

第一百三十三条 著作権及び関連する権利

- 1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与するよう努める。
- 2 各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技

術的手段であつて、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに關し、そのような技術的手段の回避を防ぐための十分な法的保護及び効果的な法的救済の措置を講ずるよう努める。

3 各締約国は、著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に關し、十分かつ効果的な法的救済の措置を講ずるよう努める。民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に關しても、同様とする。

(a) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。

(b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

4 各締約国は、自国の法令に従い、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体が行う活動を促進するための適切な措置をとる。

第一百三十四条 地理的表示

1 各締約国は、自国の法令に従い、かつ、両締約国が締結している関係国際協定の定めるところにより、商品に関する地理的表示の保護を確保する。

2 両締約国は、地理的表示の保護に関する問題（その保護を強化することを含む。）について意見を交換する。第百四十三条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

第一百三十五条 植物の新品種

1 両締約国は、国際的な基準に基づく方法で植物の新品種を保護することの重要性を認識する。このため、各締約国は、植物の新品種に関連する権利が十分に保護されることを確保する。

2 各締約国は、他方の締約国の関心に十分な考慮を払った上で、実行可能な限り早期に、1に規定する方法により、できる限り多くの植物の種類を保護するよう努める。

3 第百二十四条及び第百二十五条の規定にかかわらず、一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国の国民に対して1に規定する権利を与える植物の種類の範囲を、当該他方の締約国が当該一方の締約国の国民に対して1に規定する権利を与える植物の種類に制限することができる。

第一百三十六条 不正競争

- 1 各締約国は、不正競争に対する効果的な保護について定める。
- 2 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不正競争行為は、禁止される。
 - (a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
 - (b) 競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
 - (c) 商品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張
- 3 各締約国は、2(a)から(c)までに規定する不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定める。

第一百三十七条 開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない

情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第一百三十八条 国境措置に係る権利行使

- 1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条及び第五十二条の規定に従い、少なくとも商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合に税関当局が侵害物品の解放を停止することに関する手続を定める。
- 2 各締約国は、1に規定する手続において、当該手続の申立てを行つた権利者に侵害の証拠の提出に関して過度に重い要件を課してはならないことを確保する。
- 3 締約国の権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の解放を停止することを決定した場合には、当該締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、当該侵害物品の荷送人及び輸入者の氏名又は名称及び住所を権利者に通報する。
- 4 各締約国は、商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合には、自国の権限のある当局が、知的財産権が侵害された権利者による申立てを必要とすることなく、職権により国境措置を開始することができるることを確保する。

5 各締約国は、例外的な場合を除くほか、自国の権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の積戻しを許容しないことを確保する。

第一百三十九条 民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行つてることを知つていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によつて当該権利者が被つた損害を補償するために適當な賠償を請求する権利を有することを確保する。

第一百四十条 刑事上の制裁に係る権利行使

1 各締約国は、少なくとも、故意に、かつ、商業的規模で特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び関連する権利、集積回路の回路配置利用権並びに植物の新品種に関連する権利が侵害される場合については、適用されるべき刑事上の手続及び刑罰を定める。

2 1に規定する刑罰には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。

3 各締約国は、自国の司法当局に対し、1に定める権利が侵害される場合においてすべての侵害物品、違

反行為のために主として使用された関連する道具及び証拠書類の差押えを命ずる権限を与える。

4 各締約国は、少なくとも、故意に、かつ、商業的規模で特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び植物の新品種に関する権利が侵害される場合については、自国の権限のある当局が、知的財産権が侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により刑事手続を開始することができるることを確保する。

第一百四十二条 権利行使に関する一般規定

両締約国は、知的財産権の行使のための効果的かつ適当な手段を提供する貿易関連知的所有権協定に基づく自国の義務を再確認する。両締約国は、知的財産権が私権であることを認めて、権限のある当局と権利者との間の協力が知的財産権を効果的に行使するために極めて重要であるとの見解を共有する。当該協力には、権利者が知的財産権の侵害に対して法的措置をとるに当たり、権限のある当局に支援を行うことを含めることができる。

第一百四十二条 中小企業による知的財産権の取得に対する支援

各締約国は、自国の法令に従い、中小企業が知的財産権を取得することを支援（公的手数料の引下げを含

めることができる。）するためには適切な措置をとる。

第一百四十三条 知的財産に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。
 - (i) 出願手続についての問題（委任状の真正の証明の要件を含む。）
 - (ii) 意匠についての問題（新規性の喪失の例外及び公開の延期を含む。）
 - (iii) 商標についての問題（手数料制度、二以上の類に属する商品又はサービスに係る单一の出願及び登録の更新を含む。）

- (iv) 植物の新品種の保護
- (v) 不正競争の防止についての問題（ドメイン名の不誠実な登録及び使用、商品の形態の模倣並びに不正競争に対する差止めによる救済を含む。）
- (vi) 十分かつ効果的な権利行使についての問題（国境措置の手続を含む。）
- (vii) 中小企業のための知的財産権の利用及び商業化
- (c) 次の事項について討議すること。
- (i) 部分意匠の保護
- (ii) 商標登録出願を却下し、又は拒絶しようとする場合において意見を述べる機会
- (iii) 伝統的な知識、遺伝資源及び民間伝承
- (d) 地理的表示の保護に関する問題（第一百三十四条2に規定する地理的表示の保護を強化することを含む。）について意見を交換すること。
- (e) 合同委員会に対し報告を行い、及び必要な場合には適当な勧告を行うこと。
- (f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第一百四十四条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十一章 政府調達

第一百四十五条 政府調達に関する情報の交換

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、適時につか可能な限り英語により、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行並びに現行の政府調達制度の改革について情報の交換を行う。

2 各締約国は、情報の交換のため及び特定の部門における調達機会について関心を有する他方の締約国の供給者に対する情報の提供のために連絡部局を次のとおり指定する。

(a) 日本国については、外務省

(b) タイについては、財務省

第一百四十六条 政府調達に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従つて、政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 政府調達分野における両締約国の相互の利益となるような協力を促進するための事項及び方法について討議すること。

(b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務であつて相互の利益の原則に基盤を置くものを遂行すること。

3 小委員会の組織については、実施取極で定める。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十二章 競争

第一百四十七条 反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進

各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、それぞれ自国の法令に従い、自國において反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進する。

第一百四十八条 反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進に関する協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進することに関する協力を促進することに協力する。

2 この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。

第一百四十九条 無差別待遇

各締約国は、国籍を理由とした差別を行うことなく、自國の競争に関する法令を適用する。

第一百五十条 手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進するため、自國の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第一百五十二条 第八条及び第十四章の規定の不適用

第八条及び第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章 協力

第一百五十二条 基本原則

- 1 両締約国は、経済的活力の増進及び経済のぜい弱性の減少に支えられた衡平かつ持続可能な発展の重要性を認識して、貿易及び投資を円滑にし、及び拡大し、両締約国間の観光を振興し、並びに両締約国、大メコン河流域地域及びアジア全体の人々のために持続可能な発展及び生活の質の更なる向上を促進するため、この協定に基づく協力であつて相互の利益に資するものを発展させ、及び拡大する。
- 2 両締約国は、両締約国の民間部門による活発な国際的活動並びにアジア地域における両締約国の活力及び地理的位置を認識して、アジア地域における新たな市場の経済的及び社会的発展に肯定的な影響を及ぼすような方法によつて協力する。

第一百五十三条 協力の分野

両締約国は、前条に定める原則に基づく平等な連携を強化するため、次の分野において、両締約国政府間

の協力を促進し、並びに必要かつ適當な場合には両締約国において一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者間の協力を奨励し、及び円滑化する。

- (a) 農業、林業及び漁業
- (b) 教育及び人材養成
- (c) ビジネス環境の向上
- (d) 金融サービス
- (e) 情報通信技術
- (f) 科学技術、エネルギー及び環境
- (g) 中小企業
- (h) 観光
- (i) 貿易及び投資の促進
- (j) 両締約国が合意する協力のその他の分野

第一百五十四条 協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第一百五十五条 協力の実施

1 この章の規定に基づく協力は、各締約国の法令に従つて実施する。

2 この章の規定に基づく協力は、両締約国の資金その他の資源の利用可能性に従うことと条件とする。この章の規定に基づく協力に要する費用は、両締約国が合意する方法で負担する。

第一百五十六条 知的財産権その他の財産権的性格を有する権利

1 この章の規定に基づく両締約国政府間の協力から生ずる財産権的性格を有しない情報は、いずれの締約国政府も、これを公に利用可能なものとすることができます。

2 両締約国は、自国の関係法令及び両締約国が現在締結しているか、又は将来締結する関係国際協定に従つて、この章の規定に基づく両締約国政府間の協力から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護及び衡平な配分を確保する。この章の規定に基づく両締約国政府間の協力事業から生ずるそのような権利は、両締約国政府がその共有の条件について合意する場合には、両締約国政府が共有する。

3 各締約国は、適當な場合には、両締約国において一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者に對し、この章の規定に基づく協力から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の所有に関する問題について、そのような権利の衡平な配分の原則に十分な考慮を払つて相互に協議するよう奨励する。

第一百五十七条 協力の各分野に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第一百五十三条に定める協力の各分野について、第十三条の規定に従つて、小委員会及びその補助機関として特別小委員会を設置することができる。小委員会及び特別小委員会の設置、任務、構成その他の詳細については、実施取極で定める。各小委員会は、できる限り速やかに、いかなる場合にもこの協定の効力発生の日の後九箇月以内に、その業務を開始し、及び会合する。

第一百五十八条 次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。両締約国は、この章の規定の実施及び運用から生ずるいかなる問題についても協議する。

第十四章 紛争解決

第一百五十九条 適用範囲

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。
- 2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。
- 3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従つて紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。
- 4 3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき両締約国が明示的に合意する場合には、適用しない。

第一百六十条 協議

1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ満足すべき解決を図るため、当該要請に迅速に応ずるものとし、当該要請を受領した日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。

第一百六十一条 あっせん、調停又は仲介

1 いづれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を隨時要請することができる。いづれの手続も、両締約国が合意する場合には、いつでも開始することができるものとし、また、いづれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第一百六十二条 仲裁裁判所の設置

1 第百六十条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいづれかの場合

には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受けた当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行つた締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自國に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めるることを条件とする。

(a) 協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

- (a) 問題となつてている特定の措置
 - (b) 違反があつたとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠
- 3 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁

人は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

4　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従つて提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人の任命を合意により行う。

5　いずれかの締約国が3の規定に基づく仲裁人の任命を行わなかつた場合又は両締約国が4の規定に基づく第三の仲裁人の任命を合意により行うことができない場合には、当該仲裁人又は当該第三の仲裁人は、3に規定する三十日又は4に規定する四十五日の後の七日の期間内に、3の規定に従つて提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

6　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第一百六十三条 仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) この協定及び適用可能な国際法の規則に従つて裁定を下す。

(c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d) (c)の認定とは別に、第一百六十六条の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2 仲裁裁判所は、必要かつ適當と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所がそのような情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いづれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いづれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

4 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

5 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。ただし、いかなる場合にも、仲裁裁判所の設置の日から両締約国への裁定案の提示の日までの期間は、百五十日を超えないものとする。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面によつて提出することができる。

6 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

7 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によつて行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

8 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第一百六十四条 仲裁裁判手続

- 1 仲裁裁判は、非公開とする。
- 2 仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び前条5に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。
- 4 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

第一百六十五条 仲裁裁判手続の終了

両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第一百六十六条 裁定の実施

- 1 申立てを受けた締約国は、第一百六十三条の規定による裁定を迅速に実施する。
- 2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行つた締約国に通報する。当該申立てを行つた締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。
- 3 申立てを受けた締約国は、2の規定により特定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行つた締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償について合意されなかつた場合には、当該申立てを行つた締約国は、この協定に基づく讓許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4 申立てを行つた締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により特定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。申立てを受けた締約国が2の規定により特定された期間内に裁定を実施していないことが、仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行つた締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

5 3及び4に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

- (a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。
- (b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたとき解除されること。
- (c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。
- (d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における譲

許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

6 申立てを受けた締約国は、申立てを行つた締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3から5までに規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行つた締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行つた締約国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請の受領の日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

7 この条に規定する仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となつた問題を取り扱つた仲裁裁判所の仲裁人（以下この条において「当初の仲裁裁判所の仲裁人」という。）により構成する。当初の仲裁裁判所の仲裁人のいずれかがこの条に規定する仲裁裁判所の仲裁人となることができない場合には、当初の仲裁裁判所の仲裁人に代わつて第百六十二条3から5までの規定に従つて任命される仲裁人を充てる。両締約国が異なる期間について合意しない限り、この条に規定する仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。この条に規定する仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第一百六十七条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十五章 最終規定

第一百六十八条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第一百六十九条 一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる年の後十年目の年に行うものとし、その後においては十年ごとに行う。

第一百七十条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第一百七一条 改正

1 この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの

国内法上の手続に従つて承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2 改正が次の附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

(a) 附属書二

(b) 附属書三

(c) 附属書四第二部

第一百七十二条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手續が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第一百七十三条 終了

いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を

終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年四月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍晋三

タイ王国のために

S・チュラノン